



お知らせ &
ごあんない

お知らせ

上島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金

上島町では、地球規模での環境保全及び環境問題に関する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、町内の住宅に国の補助金を活用して太陽光発電システムを設置される方に対し、費用の一部を補助します。

一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター…JIPPEC）の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」申込書の受付終了について
経済産業省の補助を受け、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（JIPPEC）が行ってきた「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の補助金申込書の受付は、平成26年3月31日（当日消印有効）をもって終了となりましたので、国の補助金を活用した住宅用太陽光発電

電システムの導入をご検討されている方はご注意ください。
■補助金額 太陽電池モジュールの最大出力1KWあたり4万5千円（上限18万円）を予算の範囲内で交付します。※平成22年4月1日以降に経済産業省が定める「住宅用太陽光発電導入支援補助金」を受けられた方に対して町が上乗せし補助するものです。

■補助対象者

①自ら居住する町内の住宅にシステムを設置したもの又は住宅供給業者

者等から自ら居住するために町内にシステム付きの住宅を購入した方
②一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（JIPPEC）より平成22年4月1日以降にシステム設置補助金の交付額確定通知を受けている方
③町税、町施設の使用料等を滞納していない方

■お問い合わせ先

上島町役場 総務部 企画政策課
（TEL 089717712500、FAX 089717714011）

第56回水道週間

■期間

平成26年6月1日（日）～6月7日（土）まで

「おいしいな

だいじなお水

いっくぐり」

公営事業課 上下水道係

みんなで築こう人権の世紀

平成26年度人権啓発活動重点目標

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、委員制度の周知及び人権思想の普及高揚を図るため、様々な啓発活動を行っています。

差別待遇、暴行・虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方法務局までご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

各種相談専用ダイヤルは次のとおりです（午前8時30分から午後5時15分まで）。

みんなの人権110番	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810

上島町の人権擁護委員は次の方々です。

- 弓削地区 中 美幸
- 生名地区 村上 寛仁
- 岩城地区 山本功太郎
- 魚島地区 中村 一義

四国一斉「人権擁護委員の日12時間電話相談」

相談内容：差別待遇、暴行・虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害等、家庭及び近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談（予約不要・無料・秘密厳守）

日時：6月2日（月）午前9時～午後9時

電話番号：フリーダイヤル0120-459-737
（しこくなやみなし）
携帯電話からの相談も可能

相談担当：人権擁護委員、法務局職員

主催：松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会

食中毒予防講習会

本格的な食中毒発生シーズンになりました。家庭や職場での衛生管理について見直してみましよう。

■日時 6月5日(木) 午後2時～午後3時

■場所 岩城保健センター

■講師 今治保健所 生活衛生課

食品監視グループ担当者

■お問い合わせ先 岩城保健センター (TEL 089717410755)

教科書展示会開催

教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は、平成27年度から使用する小学校用教科用図書の採択替えの年度となっております。子どもたちが来年度より使用する教科書をぜひ手にとりご覧になっていただきたいと思います。

なお、一般の方も自由にご覧いただけます。

■期間 6月13日(金)

6月26日(木)

■時間 午前9時～午後5時

■会場 せとうち交流館(朗読室)

※閉館日はありません

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 電話相談開設について

相談内容：いじめ・体罰・児童虐待など、子どもの人権問題に関するあらゆる相談(無料・秘密厳守・予約不要)

強化週間：平成26年6月23日(月)から同月29日(日)までの7日間

(受付日時)

① 6月23日(月)～6月27日(金)

午前8時半～午後7時まで

② 6月28日(土)・29日(日)

午前10時～午後5時まで

電話番号：全国统一電話番号

0120-007-110

※フリーダイヤル、携帯電話からも相談可能

相談担当：人権擁護委員、法務局職員

主催：松山地方法務局・愛媛県人権擁護委員連合会

詳しくは、松山地方法務局人権擁護課(電話 089-932-0888)までお問い合わせください。

若年求職者合同就職説明会

■日時 7月16日(水)

(新規大卒者等) 午前10時～12時半

(若年求職者) 午後1時半～4時

■会場 ひめぎんホール(愛媛県県民文化会館)真珠の間(松山市道後町2丁目5-1)

■内容 県内企業60社程度が参加する合同就職面接会を開催

■対象 新規大卒者等(平成27年3月大学等卒業予定者・平成24年3月以降大学等卒業者)、若年求職者(45歳未満)

■お問い合わせ先

ジョブカフェ愛work

(TEL 089-9133-8686、FAX 089-9133-8685、ホームページ <http://www.ai-work.jp/>)

不法電波を シャットアウト!

電波利用環境保護周知啓発強化週間
6月1日～10日

不法無線局から出される電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与え、さらには、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の利用には、原則、免許が必要です。ルールを守り電波利用環境を守りましょう。

電波のルールと電波障害などの申告・ご相談は、四国総合通信局までお願いします。

総務省四国総合通信局

(TEL 086-636-5055)

ボランティア・ チャレンジ2014

今年も、ボランティア活動や地域活動への参加を応援するボランティア・チャレンジ2014が実施されます。「愛媛ボランティアネット」をご覧ください、気になるボランティアを見つけ、その活動に参加してみませんか?自分の意志で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう!

【愛媛ボランティアネット】

HP: <http://nv.prefehime.jp/>

【お問い合わせ先】

上島町 企画政策課

TEL: 089717712500

愛媛県男女参画・県民協働課

TEL: 089191212305

松山～上海が100分 ぜひご利用ください!

4月4日に運航が再開された松山・上海線は、愛媛と中国を約100分で結ぶ直行便として、観光やビジネス、地域間交流など様々な分野で大きな役割を果たしています。運航再開に合わせて、お得な旅行商品が販売されていますので、東南アジアなどへの乗継も含め、この機会に松山・上海線をぜひご利用ください。

お問い合わせ先…交通対策課

TEL 089191212252

平成26年度の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみ)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円1千円
5人	812万円	1,042万円1千円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。
 ※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。
 ※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

●6月初旬に住民課から専用の用紙をお送りしますので、必要な書類と併せてご提出ください。
 ※現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。
【現況届に必要な添付書類】
 ●受給者が被用者（サラリーマン等の厚生年金加入者）の場合
 「健康保険被保険者証（受給者本人）の写し」又は「年金加入証明書」
 ●他の市区町村から転入してきた方で、平成26年1月1日に上島町内に住所がなかった方
 「所得証明書」※前住所地の市区

児童手当現況届の提出をお願いします

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を出していただく必要があります。現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。

子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月1日に上島町で児童手当を受給されている方が対象となります。

申請方法や受付期間は以下のとおりとなります。

【受付期間】 6月2日～9月2日

【申請方法】

●児童手当の現況届と一緒に提出



現況届と一体となった申請用紙を6月初旬に住民課からお送りします。

●申請書を窓口もしくは郵送で提出

平成26年1月1日以降に上島町から転出された方、年齢到達により児童手当受給者でなくなった方に、申請用紙を6月初旬に住民課からお送りします。

【給付】

●児童1人につき、1万円支給

※臨時福祉給付金を受けられる方は、子育て世帯臨時特例給付金を受けることができません。

詳しくは下記までお問い合わせください。

弓削総合支所住民課 TEL 0897-77-2500

生名総合支所住民課 TEL 0897-76-3000

岩総総合支所住民課 TEL 0897-75-2500

魚島総合支所住民課 TEL 0897-78-0011

町村で交付を受けてください。
 ●その他必要に応じて提出する書類
 養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」や児童の「住民票謄本」が必要です。
 詳しくは左記までお問い合わせください。
 弓削総合支所住民課
 TEL 0897-77-2500
 生名総合支所住民課
 TEL 0897-76-3000
 岩総総合支所住民課
 TEL 0897-75-2500
 魚島総合支所住民課
 TEL 0897-78-0011

重度心身障がい者・母子家庭医療の受給者証の有効期限が近くなりました。6月23日(月)～30日(月)までに、各総合支所住民課で更新手続きを行ってください。
 弓削総合支所住民課
 TEL 0897-77-2500
 生名総合支所住民課
 TEL 0897-76-3000
 岩総総合支所住民課
 TEL 0897-75-2500
 魚島総合支所住民課
 TEL 0897-78-0011

重心・母子受給者証更新のお知らせ

上島町職員の募集について

平成27年4月1日採用予定の職員募集について、次のおり予定しておりますのでお知らせします。

■試験日

平成26年9月21日(日)

■職種・募集人員

- 一般行政職 若干名
- 理学療法士又は作業療法士 1名程度
- 消防士 1名程度
- 保育士 2名程度
- 海光園介護員 2名程度
- 海光園調理員 1名程度

※職種、募集人員については、状況により変更する場合があります。



臨時福祉給付金申請について

平成26年1月1日時点で、下記の条件を全て満たす方が対象となります。

- 住民票が上島町にある
- 平成26年度分の住民税が非課税
- 平成26年度分の住民税を課税している人の扶養者でない
- 生活保護を受けていない



支給額や申請方法、受付期間は以下のとおりとなります。

【支給額】

- 支給対象者1人につき 1万円
- 支給対象者の中で下記に該当する方は、5千円を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

【受付期間】 7月1日～9月30日

【申請方法】

1. 平成26年度分の住民税非課税通知書と臨時福祉給付金申請書を同封して対象の方に6月下旬に住民課からお送りします。
2. 申請書に必要な事項を記載し、本人確認ができる書類をお持ちになって、各支所窓口まで提出、又は郵送してください。
3. 申請書を国の規定により審査させていただき、支給・不支給決定通知書をお送りします。
4. 支給決定となった方には申請書に記入していただいた口座に臨時福祉給付金が振り込まれます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

- 弓削総合支所住民課 TEL 0897-77-2500
- 生名総合支所住民課 TEL 0897-76-3000
- 岩総総合支所住民課 TEL 0897-75-2500
- 魚島総合支所住民課 TEL 0897-78-0011

登録調査員の募集

上島町では、国勢調査をはじめとする各種統計調査の調査員として登録していただける「登録調査員」を募集します。登録調査員は、統計調査が実施されるごとに、国又は都道府県から統計調査員として任命され、調査票の配布・回収や、回収した調査票の点検・整理などの業務に従事していただくこととなります。詳しい内容については、左記の問合せ先までご連絡ください。

■仕事内容

調査員説明会への出席、調査票の

■報酬

調査内容により異なる

■お問い合わせ先

上島町役場 弓削総合支所広報情報課(統計担当) TEL 0897-177-12500

労働保険の年度更新

労働保険の更新は社員とその家族を守るという、経営者の宣言です。労働保険(労災保険・雇用保険)の平成26年度の年度更新が始まります。手続き期間は、6月2日(月)

から7月10日(木)までです。手続きはお早めに!

電子申請 (<http://www.e-gov.go.jp/>) もご利用になれます。

お問い合わせは愛媛労働局労働保険徴収室(住所:松山市若草町4番地3、TEL:089-193515202)又は最寄りの労働基準監督署(今治監督署II住所:今治市旭町1-3-1、TEL:0898-13214560)まで。

■労働保険年度更新申告書第一次受付会(テクスポート今治)

- ・6月16日(月) 10時～15時
- ・6月17日(火) 10時～15時